

教職課程

1. 本学で取得できる教育職員免許状の種類と教科

人間社会学部

学 部	学 科	免許状の種類と教科
人間社会学部	情報社会学科	中学校教諭1種免許状（社会）
		高等学校教諭1種免許状（地理歴史）
		高等学校教諭1種免許状（公民）
		高等学校教諭1種免許状（情報）
	心理学科	高等学校教諭1種免許状（公民）

なお、詳細については、教職課程ガイドで確認してください。

2. 教職課程の履修登録方法

1) 学部生

工学部又は人間社会学部に在籍する学生が教育職員免許状を取得するためには、本学の教職課程に履修登録する必要があります。教職課程の履修登録は1年次から行なうことが可能です。この登録を行っていない場合、「教職に関する科目」を履修することができませんので、以下の手順に従って登録をしてください。

なお、教職課程の登録はできるかぎり1・2年次のうちに済ませておいてください。

①教職課程ガイドへの出席

毎学期の初めに行われる教職課程ガイドに出席してください。教職課程履修登録後も教職課程ガイドには必ず出席してください。

②教職課程の履修登録用紙の提出

新規に教職課程の登録をする学生には、「教職課程履修者登録票」を配布します。この登録用紙の必要事項を全て記入して、期日までに教務課の窓口へ提出してください。

提出期日は、教職課程ガイドで案内します。

③教職授業料の納入

教職授業料の25,000円は「教職課程履修者登録票」を提出する際に一緒に納入してください。この教職授業料は教職課程に初めて登録するときだけ納入していただきます。

ただし、中学校教諭1種免許状の取得を希望する場合は、介護等体験にかかる諸経費として、2年次に10,000円を納入してください。

なお、いったん納入された教職授業料は、返還できません。

2) 科目等履修生

本学又は他大学を卒業し、本学の科目等履修生の登録をする場合は、学生便覧に記載されている出願方法に従って登録してください。履修の必要な科目の詳細については、卒業した大学での修得単位を確認の上、免許を申請する都道府県の教育委員会（教員免許課）にて必要科目を必ず確認してください。その上で、本学の教務課窓口にて手続きを行なってください。なお、本学学生・本学卒業生でない者が「教育実習」・「教職実践演習」を履修することはできません。

教員免許取得を目的として科目等履修生の登録をする者は、登録時に「教職課程履修者登録票」を提出し、教職授業料を納入してください。科目等履修生の資格が継続している間は、教職授業料の再納付は必要ありません。また、履修する学期の初めに行われる教職課程ガイドには必ず出席してください。

詳細については、出願の際に教務課窓口で確認してください。

3. 教育職員免許状の取得に必要な単位修得方法

本学で教育職員免許状を取得するためには、前項の「2. 教職課程の履修登録方法」に記載されている手続きの他に、次の表のとおり「基礎資格」及び「各科目の最低修得単位」の修得が必要となります。

免許状の種類	①基礎資格	②基礎となる科目 (別表1)	③教科に関する科目 (別表2)	④教職に関する科目 (別表3)	⑤教科又は教職に関する科目 (別表2又は4)	合計
中学校教諭 1種免許状 (各教科)	学士の学位を有すること	8 単位	20 単位	33 単位 ※1	8 単位	69 単位 ※3
高等学校教諭 1種免許状 (各教科)	学士の学位を有すること	8 単位	20 単位	25 単位 ※2	16 単位	69 単位 ※3

※1 平成22年度以降入学生。平成21年度以前入学生は35単位。

※2 平成22年度以降入学生。平成21年度以前入学生は27単位。

※3 平成22年度以降入学生。平成21年度以前入学生は71単位。

①基礎資格

基礎資格の「学士の学位を有すること」は本学の学部を卒業することで充足されます。

②基礎となる科目

「基礎となる科目」は、以下に記載されている各科目の単位を修得することで充足されます。「基礎となる科目」は、卒業に必要な単位に含めることができます。

区分	科目名	単位数
日本国憲法に関する科目	日本国憲法	2単位
体育に関する科目	人間理解XⅠ(スポーツと科学)	2単位
外国語コミュニケーションに関する科目	オーラル英語リッシュA	2単位
情報機器の操作に関する科目	コンピュータ・リテラシーAⅠ	2単位

③教科に関する科目

「教科に関する科目」は、人間社会学部規程別表Ⅱ記載されている各学科の該当科目の単位を修得することで充足されます。

④教職に関する科目

「教職に関する科目」は、人間社会学部規程別表Ⅱに記載されている科目の単位を修得することで充足されます。

「教職に関する科目」は、卒業に必要な単位に含まれませんので、注意してください。

なお、教科教育法は、取得しようとする免許状の教科によって修得しなければいけない授業科目が次のように異なります。

免許状の種類	教科の種類	科目名	単位数
中学校教諭 1種免許状	社会	社会科・地歴科教育法Ⅰ 又は 社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・地歴科教育法Ⅱ 又は 社会科・公民科教育法Ⅱ 社会科教育法Ⅲ 社会科教育法Ⅳ	各2単位

高等学校教諭 1種免許状	地理歴史	社会科・地歴科教育法Ⅰ 社会科・地歴科教育法Ⅱ	各2単位
	公民	社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅱ	各2単位
	情報	情報科教育法Ⅰ 情報科教育法Ⅱ	各2単位

⑤教科又は教職に関する科目

「教科又は教職に関する科目」は、中学校教諭1種免許状の場合は8単位以上、高等学校教諭1種免許状の場合は16単位以上を修得する必要があります。人間社会学部規程別表IIに記載されている科目（最大10単位）、及び前項「③教科に関する科目」において20単位を超えて修得した単位で充足することができます。

⑥教育実習の受講要件

4年次の教育実習を行うには、1年次から3年次までに開講されている「教職に関する科目」の単位を全て修得しておく必要があります。

時間割の都合上、専門科目の必修と「教職に関する科目」が同時限に配置されているため1・2年次のときにしか履修できない科目がありますので、履修計画を立てる際には、2・3年次の時間割表も考慮して、3年次終了までに単位の未修得がないようにしてください。